

# 「当選したので10億円を受け取って」 スマホにメールが来ても返信しないで！

## <相談事例>

◆スマホに「宝くじに当選した。10億円を受け取って」とメールが来た。半信半疑ながらメール記載のURLにアクセスすると「当選金受取のためにポイントが必要」というので電子マネーでポイントを購入した。その後も手続きを進めていくうちにさまざまな名目でポイント購入を求められ支払っているが、いまだに当選金は受け取れない。騙されたのだろうか。(70代男性)

## 【アドバイス】

### ●「〇〇円が当選した」とメールやメッセージが来ても返信しないようにしましょう。

お金がもらえるというメールは詐欺です。そのメールに返信したり、メールに記載されたURLにアクセスすると、サイトに誘導され登録されてしまいます。全国の消費生活センターには、登録後にサービスの利用料金や手続き費用と言う名目で高額なお金を請求するサイトについての相談が多く寄せられています。

### ●やり取りをしている相手を簡単に信用せず、冷静に判断しましょう。

相手は言葉巧みに支払いを促しますが、お金を支払うよう要求されたときは、いったん冷静になる時間を持ちましょう。やり取りする中で個人情報が出れ、他の事業者からもメールが入る可能性もありますので、アドレスの変更をするのも一つの方法です。

### ●不安や疑問を感じたら、消費生活センターに相談してください。



まもりん

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 | ☎861-0999 |
| 小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】     | ☎582-4500 |
| 小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】       | ☎951-3610 |
| 八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】  | ☎641-9782 |

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。  
予約電話および電話での相談は、☎861-0999へ。

消費者ホットライン☎<sup>い や や</sup>188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



みもりん

★お買い物前に冷蔵庫の中身をチェックすると、過剰な買い過ぎを防ぎ、家計の節約になります。  
また、冷蔵庫のチェックや清掃をすることで、期限切れ等による廃棄食品を減らせます。